

令和4年度「海外プロモーション事業委託」

企画競争説明書

西尾市観光協会

西尾市観光協会の「海外プロモーション事業委託」に係る企画書の提出を招請します。

応募される方は、以下の事項に留意のうえ応募してください。

1. 業務名

「海外プロモーション業務」

2. 業務の概要

(1) 業務の目的

地域DMO一社) 西尾市観光協会は、訪日外国人を増やすために、ターゲットを欧米豪・タイ・香港・シンガポール等の英語を理解する国々の観光客とする。

また、これらの国に販売する旅行会社やランドオペレーターを営業ターゲットとする。

令和4年度は、これらのターゲットへ向けたプロモーションを実施し、これまでに企画開発した体験プログラムの販売へつなげる。

(2) 業務の内容

①英語版動画の作成

これまでに育成した英語ガイドが案内する上記ターゲットの観光客向けの動画を作成し告知宣伝することで動画の視聴と弊協会HPへの誘導を図り、訪問意欲増大および当該プログラムの販売に繋げる。

作成する動画は各10分程度で以下のプログラム動画3本を予定する。

ア. 小京都にしお巡り（抹茶の一服付き）と日本初古書ミュージアムの見学

イ. 抹茶の一大生産地で茶葉が抹茶になるまでを見学&抹茶点て体験

ウ. 佐久島アートめぐり（自然を五感で味わってみよう）

※その他

この動画はミニツアー風で上記のプログラムに沿って展開する内容とする。

10分間の動画の台本は、専門人材（堀氏）指導の下、受託業者と相談の上作成する。

台本に沿って英語ガイドが観光スポットで説明する。その声を録音し視聴者に聞かせるが、分かり辛いことを考慮し画面上に英語でテロップを入れることとする。

英語ガイドが説明しない観光スポットはテロップを入れる。

その他インバウンドの嗜好に沿った内容に編集し完成させる。

②英語版動画の海外配信と告知宣伝

上記①で作成した動画をターゲットに視聴させる。

視聴は、ターゲット国の方々がよく視聴するサイトやSNSで告知宣伝することとする。

さらに、視聴結果や視聴者の属性をとり分析結果を提出すること。

③営業ターゲット向けオンラインFAMトリップの実施運営

専門人材（堀氏）がMCを務め英語ガイドが案内するオンラインFAMトリップを最低1回実施する。

紹介する観光は①で作成した英語版動画のア.イ.ウを最低限盛り込むこと。

参加者は、時差を考慮しアジアおよび豪州の国の旅行会社とする。最低10社からの参加者とすること。場合によっては日本にあるランドオペレーターを加えて可とする。

参加者からはアンケートをとり、アンケートを集計し分析結果を提出すること。

オンラインFAMトリップの構成内容は、①で作成した動画を活用してリアルにその場（観光スポット）で説明しなくても可とする。

オンラインFAMトリップの台本は専門人材および西尾市観光協会とよく相談のうえ作成する事。

④アンケート報告会・意見交換会の実施

令和5年3月に、英語人材育成研修生15人程度を交え1回実施。

また、にしお観光まちづくり協議会観光商品部会メンバー15人程および西尾市観光文化振興課1名を交えて事業報告・意見交換会を1回実施する。上記には其々専門人材および西尾市観光協会メンバー2人が入るものとする。

受託業者は運営にあたり、会議手配、開催通知・出欠確認、資料印刷、議事録・報告書の作成等を行うこととする。

⑤各実施事項の分析・考察

本事業を通じた分析・考察を行い、ターゲット市場へ訴求する更なる滞在型コンテンツ造成や海外プロモーションの方策についてとりまとめる。これについては事業実施報告書に記載のこと。

●今後のスケジュールイメージ

7月～8月 動画の台本作成・台本に沿った英語ガイド研修

9月～11月 動画作成と編集

12月～2月 動画の配信と告知宣伝。オンラインFAMトリップの実施

3月 動画の配信と告知宣伝

動画視聴者の分析結果、FAMトリップのアンケート分析結果、事業実施報告書および成果物の納品

●注意事項

- 専門人材および西尾市観光協会としっかりと打合せし事業をすすめること。
- コロナウィルスのパンデミックに関わり発令された非常事態宣言等いかんによって、随時内容変更も可とするが専門人材および西尾市観光協会としっかりと打合せ検討をすること。

3. その他

事業を円滑かつ効率的に進めるため、専門人材および西尾市観光協会監督職員とは密接な連携を保ちつつ作業を進めるものとする。なお、作業の方針、内容等につき疑義が生じた場合は、その都度西尾市観光協会の監督職員と十分に協議の上対応するものとする。また、西尾市観光協会の監督職員は、本業務の実施期間中、必要に応じて業務実施状況について報告を求めることができる。

また、当事業に関連して必要とされる事業が別途生じた場合はこの事業費とは別に契約する。

4. 履行期限

令和5年3月31日（金）

5. 成果物の提出

①英語版動画

②動画配信先毎の視聴結果や視聴者の属性等の分析結果

③オンラインFAMトリップの録画画像

アンケートを集計し分析した結果

④意見交換会議事録

⑤上記に記したもの以外に、事業実施報告書を事業実施毎にその都度速やかに時系列で作成し報告のこと、最終版は実施事項に対する評価・考察（成果のまとめ、課題と解決策、今後の展開等）を盛り込み3月31日までに提出のこと。

事業実施報告書は、西尾市観光協会が指定するワード等の形式で二次利用可能なもので作成するものとすること。

※日本工業規格A4判（簡易製本、カラー） 2部提出

※報告書及び報告書の概要（A4判2枚程度）の電子データ（CD又はDVD） 2部

6. 企画書に盛り込む内容

（1）業務内容に関する具体的な企画案（項目、方法等）

（2）業務実施体制、作業行程

（3）企画競争参加者の概要等

・企画競争参加者の概要

・担当者の氏名及び連絡先

（4）見積書（消費税含む）

上記の事業①～⑤毎に見積明細書を作成のこと

・見積書に英語版動画およびオンラインFAMトリップに採用された英語ガイド

に対する謝金を交通費込みで1回あたり8,000円程度見込む事

西尾の専属英語ガイドは15～20人居り、最低1回はガイド業務を実施させること。

- ・受託者の移動費や事業推進に必要な費用は受託者負担とする。

(5) 再委託等の有無及び予定（ただし、発注者の承諾を要するものに限る）

(6) 過去の類似事業の実績

7. 企画書の提出

- (1) 提出期限 令和4年7月5日（火）17時00分 必着
- (2) 提出部数 紙媒体 4部 電子データ媒体（CD-R）1枚
- (3) 提出方法 持参又は郵送（上記時間までに必着のこと）
- (4) 提出先 一社) 西尾市観光協会 担当：森

〒445-0852 西尾市花ノ木町4-64 電話：0563-57-7882

※企画書を提出する場合、事前に上記担当まで連絡すること。

8. 企画競争実施に際しての留意事項

(1) 評価は、以下の基準により企画提案書に沿って行います（企画競争者によるプレゼンテーションはありません）。なお、評価基準の配点等の質問は、一切受け付けません。企画競争参加者が1社の場合、その企画内容が特定する基準に達しない場合は、再度、企画競争を実施します。

- ①業務の目的・内容について十分に理解しているか。
- ②提案内容に独創性がみられ、かつ、説得力を有しているか。
- ③提案内容が具体性、妥当性を伴っているか。
- ④作業行程や内外での体制等が事業を確実に遂行できるものとなっているか。

(2) 書類等の作成に用いる言語、通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 本業務の参考規模は、3,300千円（消費税10%を含む）を上限とします。

(4) 提出期限までに企画書が到達しなかった場合は、いかなる理由をもっても企画競争に参加できません。

(5) 企画書の差し替え及び再提出は、原則認めません。なお、特定後においても企画書の記載内容の変更は、原則認めません。

(6) 提出された企画書の内容について、ヒアリングを実施することがあります。

(7) 企画書の作成及び提出等に要する経費は、企画競争参加者の負担とします。

(8) 提出された企画書等の書類の一切は返却しません。

(9) 特定した企画書の開示はいたしません。

(10) 特定した企画書を提出した企画競争参加者に対して、当該企画書を特定した旨書面で通知するとともに、企画書を特定しなかった企画競争参加者に対して、当該企画書を特定しなかった旨及び特定しなかった理由を書面等により通知します。なお、本非特定通知は、別途行う契約手続きの執行を妨げるものではありません。

通知は7月7日（金）までにする予定です。

(11) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し少なくとも契約締結日までの間は公表します。

○特定した企画書を提出した企業等の名称、住所、代表者氏名

(12) 特定された場合には、業務担当職員と十分協議を行いながら事業を進めることとします。

(13) 本契約により製作された制作物の著作権は西尾市観光協会に帰属することとします。

(14) 提案が特定された者は、企画競争実施の結果、唯一最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、西尾市観光協会との契約関係を生じるものではありません。

(15) 受注者は、業務の主たる部分（総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。）について、再委託することはできないものとする。

(16) 受注者は、業務の主たる部分以外の部分を再委託しようとする場合、あらかじめ、企画書に記載の上、委託者の承諾を得なければならない。

(17) (16)は軽微な業務（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理及び計算処理等の業務をいう。）には、適用しない。ただし、保有個人情報、個人番号、特定個人情報及び行政機関非識別加工情報を扱う業務はこの限りではない。

(18) 契約内容および契約額は、目的を達するために実施内容を変更することができる。また、新型コロナウイルスのパンデミックに関わり発令された非常事態宣言等の内容いかんによって変更も可能だが、西尾市観光協会および専門人材としっかりと打合せをすること。また、その場合は変更に伴い変更契約を交わすこととする。